

○岡山県後期高齢者医療広域連合公用文規程

平成30年3月30日
広域連合訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者広域連合における公用文の文体、用字、用語、形式及び用紙の規格について、必要な事項を定めるものとする。

(方針)

第2条 公用文の作成に当たっては、次の点に留意しなければならない。

- (1) 正確であること。
- (2) 簡潔であること。
- (3) 平易であること。
- (4) 耳で聞いた場合においても、よく意味が分かるものであること。

2 公用文は、「かい書」で、丁寧な字で書くようにしなければならない。

(用紙の規格)

第3条 用紙は、原則として日本産業規格A4のものを縦長に用いるものとする。ただし、別に規格の定めがある場合及び特に他の規格の用紙を必要とする場合は、この限りでない。

(書き方)

第4条 公用文の書き方は、左横書きとする。ただし、法令等の規定により様式が定められているものその他総務課長が縦書きを適当と認めたものについては、この限りでない。

(文体)

第5条 公用文の文体は、原則として「ます」体を用いる。

2 前項の規定にかかわらず、条例、規則、規程、契約書、議案その他これらに類するものは、「である」体を用い、内部資料、辞令、委嘱状その他総務課長が認めたものは、「である」体を用いることができる。

(用字及び用語)

第6条 漢字は、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)によるものとする。

2 仮名遣いは、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)によるものとする。

- 3 送り仮名は、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び法令における漢字使用等について(平成22年内閣法制局総発第208号)によるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、用字及び用語については、別表第1に定める基準によるものとする。

(数字)

第7条 数字の書き表し方は、別表第2によるものとする。

(符合)

第8条 文章は、必要に応じて句読点、括弧等を用いて、理解しやすく、読みやすいものとしなければならない。

- 2 符合の用い方は、別表第3によるものとする。

(形式)

第9条 公用文の形式及び配字は、おおむね別表第4によるものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1(第6条関係)

公用文における用字及び用語基準

- 1 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

(例) 彼 何 僕 私 我々

- 2 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で書く。

(例) 必ず 少し 既に 直ちに 甚だ 再び 全く 最も 専ら 余り
至って 大いに 恐らく 必ずしも 辛うじて 極めて 殊に 更に
少なくとも 絶えず 互いに 例えば 次いで 努めて 常に 初めて
果たして 割に 概して 実に 切に 大して 特に 突然 無論 明
くる 大きな 来る(きたる) 去る 小さな 我が(国)

ただし、次のような副詞は、原則として、仮名で書く。

(例) かなり ふと やはり よほど

- 3 次の接頭語は、原則として仮名で書く。
 (例) ご案内 ご協力 ごあいさつ ごべんたつ
- 4 次のような接尾語は、原則として、仮名で書く。
 (例) げ(惜しげもなく) ども(私ども) ぶる(偉ぶる) み(弱み) め(少
 なめ)
- 5 次のような接続詞は、原則として、仮名で書く。
 (例) おって かつ したがっただし ついては ところが ところ
 で また ゆえに
 ただし、次の4語は、原則として、漢字で書く。
 及び 並びに 又は 若しくは
- 6 助動詞及び助詞は、仮名で書く。
 (例) ない(現地には、行かない。) ようだ(それ以外に方法がないよう
だ。) ぐらい(二十歳ぐらいの人) だけ(調査しただけである。) ほど
 (三日ほど経過した。)
- 7 次のような語句を、()の中に示した例のように用いるときは、原則とし
 て、仮名で書く。
 (例) こと(許可しないことがある。) とき(事故のときは連絡する。)
 ところ(現在のところ差し支えない。) もの(正しいものと認める。)
 とも(説明するとともに意見を聴く。) ほか(特別の場合を除くほか)
 ゆえ(一部の反対のゆえにはかどらない。) わけ(賛成するわけにはいかな
 ない。) とおり(次のとおりである。) ある(その点に問題がある。)
 いる(ここに関係者がいる。) なる(合計すると1万円になる。) でき
 る(だれでも利用ができる。) …てあげる(図書を貸してあげる。) …て
 いく(負担があらゆるいく。) …ていただく(報告していただく。) …て
 おく(通知しておく。) …てください(問題点を話してください。) …
 てくる(寒くなってくる。) …てしまう(書いてしまう。) …てみる(見
 てみる。) ない(欠点がない。) …てよい(連絡してよい。) …かもし
 れない(間違いかもしれない。) …にすぎない(調査だけにすぎない。) …
 について(これについて考える。)
- 8 常用漢字表で書き表せないものは、次の標準によって、書換え又は言い換
 えをする(×印は、常用漢字表に含まれていない漢字)。

(1) 仮名書きにする場合

ア 漢語でも、漢字をはずしても意味の通る使い慣れたものは、そのまま仮名書きにする場合

(例) でんぷん めいりょう

イ 他に良い言い換えがなく、又は言い換えをしては不都合なもので、常用漢字表にはずれた漢字だけを仮名書きにする場合

(例) [×]改竄→改ざん [×]口腔→口こう

(2) 常用漢字表中の音が同じで、意味の似た漢字で書き換える場合

(例)

[×]車輛→車両 [×]煽動→扇動 [×]碇泊→停泊 [×]抛棄→放棄 [×]傭人→用人 [×]煉乳→練乳

(3) 同じ意味の漢字で言い換える場合

ア 意味の似ている用い慣れた言葉を使う場合

(例) [×]印顆→印形 [×]改悛→改心

イ 新しい言葉を工夫して使う場合

(例)

[×]罹災救助金→災害救助金 [×]剪除→切除 [×]擾乱→騒乱 [×]溢水→出水 [×]譴責→戒告
[×]瀆職→汚職

(4) 漢語を易しい言葉で言い換える場合

(例)

[×]庇護する→かばう [×]漏洩する→漏らす [×][×]酩酊する→酔う

別表第2(第7条関係)

数字の書き表し方

1 数字はアラビア数字を用いる。ただし、次のような場合は、漢字を用いる。

(1) 固有名詞

(例) 四国 九州 二重橋

(2) 数量的な意味の薄い語

(例) 一般に 一部分 四分五裂

(3) 概数を示す語

(例) 二、三人 四、五日 数十日

(4) 単位として用いる語

(例) 120万 1,200億

この場合「千」、「百」などの小さい数は、漢数字を用いず、「5,000」、「500」などとする。

(5) 慣用的な語

(例) 一休み 二言目 三月(みつきと読む場合)

2 数字のけたの区切りは、3位区切りとし、区切りには「,」(コンマ)を用いる。ただし、年号、文書番号及び地番のように特定の対象を示すために用いる場合には、区切りを付けない。

3 少数、分数及び帯分数は、次の例による。

少数 0.234

分数 $\frac{1}{3}$ 又は3分の1

帯分数 $1\frac{1}{3}$

4 数字は、なるべく2行にまたがらないようにする。

5 縦書きの場合は、次のように書く。

(1) 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、百、千、万、億、兆などの漢数字を発音に従って用いる。ただし、十、百、千については、一十、一百、一千とはしない。

(例) 一十 一百 一千

(2) 表の中で数を表す場合は、十、百、千、万、億、兆などを省いてもよい。

この場合、まず、千台で単位区分し、3けたごとに「,」で区切る。

(例) 111,111,111 444,111

(3) 数字に単位以下の端数があるときは、「・」を整数と端数の間に付け

る。

(例) 1111' 長岡田・長川ヌーメニ

(4) 分数及び倍数については、口語読みに従って次のように書く。

(例) 1111/1 十1111/1 1111/1111 1111/1111

別表第3(第8条関係)

符合の使い方

- 1 「。」(句点)は、一つの文章を完全に言い切ったところに用いる。
- 2 「、」(コンマ)は、文章の中で言葉の切れ続きを明らかにする必要があるところに用いる。ただし、「,」(読点)を用いてもよい。縦書文書の場合は、「、」(読点)を用いる。
- 3 「・」(なかてん)は、次のような場合に用いる。
 - (1) 外国の国名、人名等のつながぎを表す場合
(例) アブラハム・リンカーン ケース・バイ・ケース
 - (2) 2つの密接不可分な名詞を結ぶときのつながぎの場合
(例) さけ・ます漁業 小・中学校
- 4 「.」(ピリオド)は、少数を示す場合、省略符合とする場合などに用いる。
(例) 0. 5 3 平成元. 8. 1 B. C. (西暦紀元前)
- 5 「～」は、「……から……まで」を省略して示す場合に用いる。
- 6 「—」は、語句の説明、言い換えなどに用いるほか、住居を表示する番及び号を省略して書くときに用いる。
(例) 赤色—止まれ
岡山市北区今二丁目2番1号 → 岡山市北区今二丁目2—1
- 7 「:」(コロン)は、縦書きの場合は使用しないが、左横書きの場合、次に続く説明文又はその他の語句があることを示すときに用いる。
(例) 電話: 2 4 5—0 0 9 0
- 8 「「」」を用いる場合及びその用法は、次による。
 - (1) 用語を定義する際にその用語を示す場合
(例) この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

(2) ある表現について略称を定める際にその略称を示す場合

(例) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)

(3) 他の文章又は用語を引用する場合

9 「()」は、文章又は字句のあとに注記をつける場合、見出しを囲む場合等に用いる。

10 「々」「〃」(繰返し符号)の用法は、次による。

(1) 「〃」は、表などに一定事項を記入する場合、前後左右の記載事項が同一であることを示すときに用いる。

(2) 「々」は、同じ漢字1字を繰返す場合に用いる。ただし、同で漢字が続く場合でも前の漢字と後の漢字がそれぞれ異なった意味に用いられるときは、用いない。

(例) 軽々しい 日々 民主主義 学生生活

(3) 「◁」及び「▷」は、用いない。

11 見出し記号の用い方は、次による。

第1 ……項が多い場合に用いる。



別表第4(第9条関係)

(1) 条 例

ア 新しく制定する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例をここに公布する。

××〇〇年〇月〇日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

岡山県後期高齢者医療広域連合条例第〇〇号

××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例 ×××

目次

×第1章×〇〇〇

××第1節×〇〇〇〇〇 (第1条・第2条)

××第2節×〇〇〇〇〇

×××第1款×〇〇〇〇〇 (第3条－第〇条)

×××第2款×〇〇〇〇〇 (第〇条－第〇条)

×第2章×〇〇〇〇〇 (第〇条－第〇条)

(中 略)

×附則

×××第1章×〇〇〇

××××第1節×〇〇〇〇〇

× (〇〇〇)

第1条×〇〇〇〇〇〇……………。

× (〇〇〇)

第2条×〇〇〇〇〇〇……………。

×……………。

××××第2節×〇〇〇〇〇

×××××第1款×〇〇〇〇〇

× (〇〇〇)

第3条×〇〇〇〇〇〇……………。

2×〇〇〇〇〇〇……………。

×(1)×〇〇〇〇〇……………

××ア×〇〇〇〇〇……………

×××(イ)×〇〇〇〇〇……………

×××× a ×○○○○○……………
××××× (a) ×○○○○○……………
(中 略)
×××附×則
1 ×この条例は、公布の日から施行する。
2 ×○○○○○……………。

イ 全部を改正する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例をここに公布する。
××○○年○月○日
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名
岡山県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例 ×××
×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例（○○年広域連合条例第○○号）の全部を改正する。
×（○○○）
×第1条×○○○○○……………。
（省 略）

ウ 既存の条例を廃止して新設する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例をここに公布する。
××○○年○月○日
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名
岡山県後期高齢者医療広域連合条例第○○号
×××岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例 ×××
×（○○○）
×第1条×○○○○○……………。
(中 略)
×××附×則
1 ×○○○○○……………。
2 ×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例（○○年広域連合条例第○○号）は、廃止する。

エ 一部を改正する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○条例の一部を改正する条例をここに公布する。
××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

岡山県後期高齢者医療広域連合条例第〇〇号

×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例の一部を改正する条例

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例（〇〇年広域連合条例第〇〇号）
の一部を次のように改正する。

×第〇条中〇〇〇〇〇……………。

（省 略）

オ 廃止する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例を廃止する条例をここに公布す
る。

××〇〇年〇月〇日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

岡山県後期高齢者医療広域連合条例第〇〇号

×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例を廃止する条例×××

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇条例（〇〇年広域連合条例第〇〇
号）は、廃止する。

×××附×則

×この条例は、〇〇年〇月〇日から施行する。

(2) 規 則

ア 新しく制定する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則を次のように定める。

××〇〇年〇月〇日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

岡山県後期高齢者医療広域連合規則第〇〇号

×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則 ×××

（以下条例の例による。）

×××附×則

×この規則は、〇〇年〇月〇日から施行する。

イ 全部を改正する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則を次のように定める。

××〇〇年〇月〇日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

岡山県後期高齢者医療広域連合規則第〇〇号

×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則 ×××
×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則（〇〇年広域連合規則第〇〇号）
の全部を改正する。
（以下条例の例による。）

ウ 一部を改正する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則の一部を改正する規則を次のよ
うに定める。
××〇〇年〇月〇日
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名
岡山県後期高齢者医療広域連合規則第〇〇号
×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則の一部を改正する規則
×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則（〇〇年広域連合規則第〇〇号）
の一部を次のように改正する。
（以下条例の例による。）

エ 廃止する場合

×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則を廃止する規則を次のように定
める。
××〇〇年〇月〇日
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名
岡山県後期高齢者医療広域連合規則第〇〇号
×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則を廃止する規則
×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇規則（〇〇年広域連合規則第〇〇
号）は、廃止する。
（以下条例の例による。）

(3) 告 示

ア 条例または規則の具体的委任を受けて、広域連合長等行政機関が決定した事項

(ア) 新しく制定する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合告示第〇〇号
×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇条例第〇〇条に規定する広域連合長が必要
と定める事項について（例：以下この項において同じ。）次のように定める。
××〇〇年〇月〇日
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名
×××岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇条例第〇〇条に規定する広域連×××
×××合長が必要と定める事項について

(以下条例の例による。)

×○○○・・・

×××附×則

×この告示は、公布の日から施行する。

(イ) 全部を改正する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合告示第○○号

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○条例第○○条に規定する広域連合長が必要と定める事項について次のように定める。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

×××岡山県後期高齢者医療広域連合○○条例第○○条に規定する広域連×××
×××合長が必要と定める事項について

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○規程（○○年広域連合告示第○○号）の全部を改正する。

(以下条例の例による。)

(ウ) 一部を改正する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合告示第○○号

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○条例第○○条に規定する広域連合長が必要と定める事項について（○○年広域連合告示第○○号）の一部を次のように改正する。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

×第○条を次のように改める。

(以下条例の例による。)

(エ) 廃止する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合告示第○○号

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○条例第○○条に規定する広域連合長が必要と定める事項について（○○年広域連合告示第○○号）は、（○○年○月○日から）廃止する。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

イ ア以外のものであって、事実その他を周知するもの

岡山県後期高齢者医療広域連合告示第○○号

×○○○○○……………。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

×○○○○○……………。

(4) 公 告

×××○○○○○について（公告）

×○○○ので、○○法（○○年法律第○号）第○条の規定により公告する。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

×○○○○○……………。

(5) 訓 令

ア 一般的事項を指揮命令するもの

(ア) 新しく制定する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第○○号

庁 中 一 般××

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○規程を次のように定める。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

×××岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○規程 ×××

（以下条例の例による。）

×××附×則

×この訓令は、公布の日から施行する。

(イ) 全部を改正する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合訓令甲第○○号

庁 中 一 般××

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○規程を次のように定める。

××○○年○月○日

岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名

×××岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○規程 ×××

×岡山県後期高齢者医療広域連合○○○○○規程（○○年広域連合訓令第○○号）の全部を改正する。

（以下条例の例による。）

(ウ) 一部を改正する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第〇〇号	庁 中 一 般××
×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇〇規程（〇〇年広域連合訓令第〇〇号）の一部を次のように改正する。	
××〇〇年〇月〇日	
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名	
×〇〇〇〇〇〇……………。	
(以下条例の例による。)	

(エ) 廃止する場合

岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第〇〇号	庁 中 一 般××
×岡山県後期高齢者医療広域連合〇〇〇〇〇〇規程（〇〇年広域連合訓令第〇〇号）は、（〇〇年〇月〇日から）廃止する。	
××〇〇年〇月〇日	
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名	

イ 個別的事項を指揮命令するもの

岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第〇〇号	庁 中 一 般××
×〇〇〇につき、次のように心得られたい。（〇〇〇は〇〇〇〇しなければならない。）	
××〇〇年〇月〇日	
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名	
×〇〇〇〇〇〇……………。	

(6) 指 令

岡山県後期高齢者医療広域連合指令〇第〇〇号××	
住 所××	
氏 名××	
×〇〇年〇月〇日付で申請（願い出）のあった〇〇〇〇〇〇については、下記のとおり（下記条件を付けて）許可（認可・免除）します。	
××〇〇年〇月〇日	
岡山県後期高齢者医療広域連合長 氏 名	
記	

(7) 一般文書

ア 基本書式

照会、回答、通知、依頼、通達、報告、送付、勧告、
申請、協議、進達、副申、諮問、答申、伺、届、上
申、内申等

岡 広 ○ 第 ○ ○ 号×
年号○○年○○月○○日×

(1行空ける。)

×○ ○ ○ ○ 様

(1行空ける。)

岡山県後期高齢者医療広域連合長 ○ ○ ○ ○

連合
長印

×

(2行空ける。)

——— 両端を均等に空ける ———

×××○○○……………について(○○)×××

(1行空ける。)

×○○○○○……………。

×さて、……………。

×つきましては、……………。

×なお、……………。

記

1
2
3